

生徒心得

1 礼儀について

- (1) 礼儀は形式ではなく、心から自然に現れるものにする。
- (2) 他人の迷惑となる行為は慎み、進んで公共の為に尽くすように努める。
- (3) 教職員、友人、上下級生はもちろん、来客や駅員、地域の人などへの挨拶を心がける。
- (4) 生徒間の交際はお互いの人格を尊重し高めうる明るいものにする。
- (5) 身だしなみは、本校生徒として品位を高めるものにする。

2 服装について

(1) 制服

簡素端正な服装をして常に清潔を保ち、本校の生徒たる品位を失わないように努める。制服は、気候に合わせて規定のものを正しく着用する。但し、式典等においては、以下の通りとする。

〈夏服〉1学期終業式、2学期始業式

〈冬服〉入学式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式、卒業式、3学期終業式

	夏服	冬服
上衣	半袖カッターシャツ	ブレザー 長袖カッターシャツ ネクタイ
下衣	オールシーズン用スカート オールシーズン用スラックス	

- ・冬服…冬用ジャケットの前ボタンを閉めて着用する。長袖カッターシャツにネクタイを締める。
 - ・夏服…半袖カッターシャツを着用し、第1ボタンは外す。
 - ・ブレザーについては、左胸ポケットにエンブレムをつける。
- ※ 長袖・半袖カッターシャツの着こなし方については、シャツの裾を下衣から出してもよい。

(2) ベスト…学校指定のものを着用する。

(3) 体育時の服装…学校指定の体育服を着用する。靴は運動に適したものを履く。

(4) 靴・靴下・スリッパについて

通学靴は、短靴、または運動靴とする。靴下は白または紺、黒とする。ストッキングはベージュとする。スリッパ(学年色)は規定のものを使用する。

(5) 防寒について

ア 防寒着は防寒を目的として着用する。

イ 冬服の上から着用して無理のないものを着用する。

- ・無理のないものとは、前開きであり、防寒を目的とするものを指す。

ウ 防寒着は、ファーなどの装飾がなく無地のものを着用する。

- ・無地のものとは、派手な柄物やバックプリント等がないものを指す。
- ・フード付きのものは防犯等の理由から奨励しない。

エ 防寒具は、マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳当て、タイツ及びタイツに準ずるものを着用する。

- ・タイツに準ずるものとは、保温効果が高いレギンス等を指す。

オ 防寒着および防寒具は、登下校時に着用する。

カ 防寒着および防寒具は、外庭清掃、グラウンド及び体育館・武道場での集会、感染防止対策等の換気があり、寒さが厳しい場所でも認められる。

キ 防寒着・防寒具の色については規定しない。

(6) 頭髪

常に端正で清潔にする。染色・パーマ・脱色・セットなど加工をしない。

(7) その他

化粧・マニキュア・ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト・その他の装身具等の着用はしない。

3 欠席・遅刻・早退・忌引について

遅刻又は欠席をする場合の学校への連絡は、きずなネットを使い、8:40 までに、保護者が行う。

<遅刻> ST 以後の遅刻者は、職員室で「遅刻者カード」を記入し、それを教科担任に提出して入室する。

<早退> 早退する場合は担任に申し出て「早退許可証」を受け取った後、保護者に連絡して帰宅し、帰宅後に到着連絡を学校に入れる。

<忌引> 近親者が死亡した場合の忌引き日数は次のとおりとする。

◇父母 7 日 ◇祖父母、兄弟姉妹 3 日 ◇曾祖父母、伯叔父母 1 日

4 靴箱・ロッカーについて

(1) 靴箱

靴はクラス番号表示のある靴箱に入れ、傘は昇降口に設置してあるクラスの傘立てに置く。靴や傘には必ず記名をする。

(2) ロッカー

廊下にあるロッカーの自分のクラス番号表示のものを使用する。ロッカー内には、体育服や実習用具などを入れ、授業に関係のない物は入れない。

また、ロッカーは盗難防止のため、錠を用意し施錠をしてもよい。

5 通学について

(1) 通学路

電車通学者は指定された通学路の右側の白線の内側を 2 列以内で歩き、交通の妨げにならないようにする。ただし、正門からミウラ屋の交差点までは、登校時は右側通行、下校時は左側通行とし、縁石内を歩く。スマートフォン等を使用しながら歩かない。また、食べ歩きはしない。

(2) 電車・バス利用者の心得

ア 車両への乗降を迅速に行い、デッキや入り口付近に立ち止まったり、座席をカバンで占領したりしない。

イ 車内での迷惑行為（床すわり、大声での会話、悪ふざけ、スマートフォンでの通話など）をしない。

ウ 挨拶を心がけ、駅員や乗務員の指示に従う。

(3) 自転車通学者の心得

ア 交通ルール、道路標識に従い、歩行者に気をつける。特に、一時停止を確実にを行う。

イ 傘差し運転、2 人乗り・並列走行、スマートフォンなどを使いながらの運転や音楽プレーヤーを聞きながらの運転をしない。

ウ 車体の整備（特にブレーキ、反射鏡、ライト）に心がけ、余裕をもって登校する習慣をつける。所定の自転車置き場に入れて、施錠を確実にを行う。

エ 自宅から最寄り駅までの自転車通学者は、自転車預かり所を利用するか、地域指定の置場を利用して、他の迷惑にならないようにする。

オ 自転車通学者は雨カッパを常時携帯する。

カ 自転車通学時はヘルメットの着用を心掛ける。

キ 本校で加入する全国高 P 連の『高校生総合保障制度』は、自転車条例の「自転車損害賠償責任保険加入義務」に対応しています。

(4) 四ない運動について

四ない運動(免許を取らない、車やバイクを買わない、乗らない、乗せてもらわない)を厳守する。原動機付自転車・普通自動車の運転免許取得はしない。また、家族以外の自動車に乗せてもらわない。

(5) 下校時刻

下校時刻は、午後5時(11月～2月は午後4時30分)とする。それ以降、居残りする場合は、ホームルーム担任、部顧問又は監督者の許可を得る。但し、夏季(3～10月)午後7時、冬季(11～2月)午後6時までには、校門を出る。

6 外出・外泊について

- (1) 外出時には、行き先・用件・帰宅時間・連絡方法を保護者に告げる。
- (2) 夜間の外出は避ける。(午後11時以降の外出は深夜徘徊による補導の対象となる。)
- (3) みだりに友人や知人の家に泊まったり、不健全な場所へ出入りしたりしない。

7 所持品について

各自の所持品には、学年・組・氏名を明記する。学校生活に関係のない物品や必要以上の金銭は携帯しない。現金、貴重品の管理は特に注意し、必要に応じて貴重品袋を利用し担任に預ける。万が一、紛失した時は速やかに担任に届け出る。

8 スマートフォン・携帯電話等によるSNSの利用について

- (1) 写真などの個人情報を安易に掲示しない。
- (2) 出会い系サイトなどは使用しない。また、ネット上で知り合った人とは会わない。
- (3) 誹謗・中傷、差別的内容の書き込みはしない。

9 生徒心得の変更について

- (1) 生徒会は、校則の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒総会の審議を経て、承認を得た後、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校則の変更の求めがあったときは、生徒及び保護者からの意見聴取が行われる。意見聴取後、校則の変更内容について審議され、決定される。

10 その他

触法行為や学校で対応が難しい事案については、警察または行政機関からの指導対象となる場合がある。